

枚方市骨髄バンクドナー助成金交付要綱

制定	令和 2 年 8 月 31 日枚方市要綱第 63 号
最終改正	令和 5 年 4 月 14 日枚方市要綱第 28 号 (題名改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市骨髄バンクドナー助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 助成金の交付の目的は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第 2 条第 5 項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所の事業主に対し交付することにより、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、もって骨髄等の移植の推進を図ることとする。

(助成金の交付の対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ドナーであって、骨髄等の採取が行われた日（以下「骨髄等提供日」という。）において市内に住所を有するもの
- (2) 前号の要件に該当するドナーが骨髄等提供日において勤務する事業所の事業主（以下「事業主」という。）であって、次のいずれにも該当するもの
 - イ 当該事業所を日本国内に設置していること。
 - ロ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人でないこと。
 - ハ 当該ドナーでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該骨髄等の提供について他の地方公共団体等から第 2 条に規定する目的と目的を同じくする補助を受け、又は受けようとする者は、交付対象者としなない。

(助成対象行為)

第 4 条 助成金の交付の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、ドナーが次のいずれかに該当する骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）をすることとする。

- (1) 健康診断に係るもの

- (2) 自己血貯血に係るもの
 - (3) 骨髄等の採取に係るもの
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- (助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号のドナー 7日を超えない範囲内で当該ドナーが助成対象行為に要した日数(次号において「交付対象日数」という。)に2万円を乗じて得た額
 - (2) 第3条第1項第2号の事業主 交付対象日数(市長が別に定める基準を満たす日数に限る。)に1万円を乗じて得た額
- (補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、30日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、同日以後の日に骨髄等の採取が行われた場合における当該採取のための通院等について適用する。

附 則 [令和5年4月14日枚方市要綱第28号]

この要綱は、制定の日から施行する。